

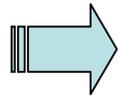
大和市では「新しい公共を創造する市民活動推進条例」に基づき、協働事業を推進することになりました。これにより、従来の「行政にゆだねられてきた公共」の枠を飛び出し、ボランティアやNPOなどの新しい活動と自治会などの地域活動を結びつけ、市民や市民団体、事業者と市が協働して知恵や力を出し合いまちづくりがすすめられることとなります。

平成15年5月には市長との間で基本協定を締結し、市民、市民団体、事業者から提案された協働事業の実現に向けた取り組みが開始します。

## 協働推進キャンペーン開始 協働事業提案を広く募集します！

新しい公共の実現に向けて、  
皆様からの意欲ある協働事業の提案を広く募集します。  
ご提案に当たっては以下の要項を明記の上、  
市民活動課まで郵送、FAX、電子メールでお送りください。  
あわせて、提案をされる際には、市に登録を行っていただきます。

キャンペーン第一弾



募集期間

5月31日(土)まで

募集方法

郵送、FAX、電子メール

記入内容

連絡先、協働事業の目的、内容、必要期間、概算見積額、効果（書式は自由です）



協働事業提案をプレゼンテーションしていただきます。

公開プレゼンテーション

6月8日(日) 13:30～16:30  
コミュニティセンター-鶴間会館

あの手この手

楽しいことがあるのなら、  
みんなで一緒に楽しもう。  
あの手この手で考えて、  
あの手この手で楽しもう。

困ったことがあるのなら、  
みんなで一緒に解決しよう。  
あの手この手で考えて、  
あの手この手で解決しよう。

あの手この手の作戦会議。  
あの手この手で問題解決。

協働事業実施の可否

プレゼンテーション後、協働推進会議（公開、傍聴自由）が提案された協働事業の実現に向けたプロセスの設定及び意見書の作成を行い、市長に提案します。  
市長は実施するかどうかの検討を行い、結果をお知らせします。



市民の手と行政の手、手の間にある美しいS字空間はソリューションのSです  
<石橋 敦>

協働事業とは

市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業のことです。

提案の送付先、お問い合わせ

大和市市民活動課 住所 〒242-8601 市役所市民活動課  
電話 046(260)5103 FAX 046(260)5138  
メール katudo@gov.city.yamato.kanagawa.jp

# 新しい公共

一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ拡(ひろ)がっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委(ゆだ)ねてきました。その反省から、この10数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動や市民との連携に目を向け始めています。

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように、多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。

市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民、市民団体、事業者にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。

この条例は、市民、市民団体、事業者そして行政が自らの権利と責任のもとに対等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。

私たちはこの条例による制度を活用し、多くの市民、市民団体、事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。 『大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例』前文より

## 協働事業とは

……………市民、市民団体、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう(条例第2条8号)

## 協働の原則とは

……………市民、市民団体、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献することをいう(条例第3条)

## 大和市協働推進会議は

……………「新しい公共を創造する市民活動推進条例」を運用する中心的組織(条例第14条)で、公募市民8名以上16名以下、学識経験者2名、市職員2名から組織されます。運営・機能については、市と「大和市協働推進会議に関する基本協定」を締結し、委員は大和市長が委嘱します。

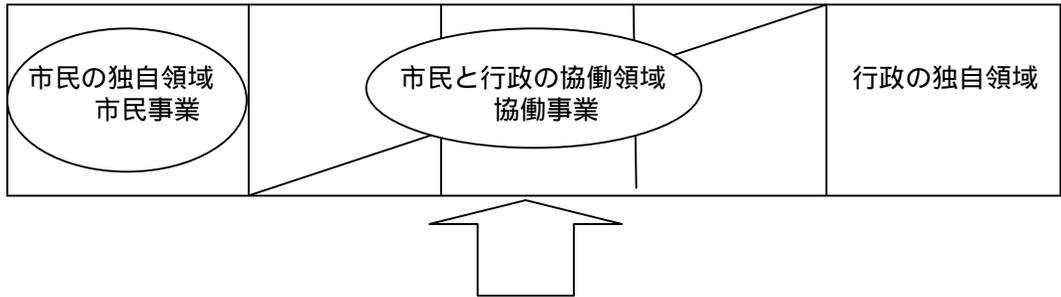
「大和市協働推進会議に関する基本協定」(平成15年5月下旬締結予定)

# 市民事業と協働事業のイメージ図

## 市民活動

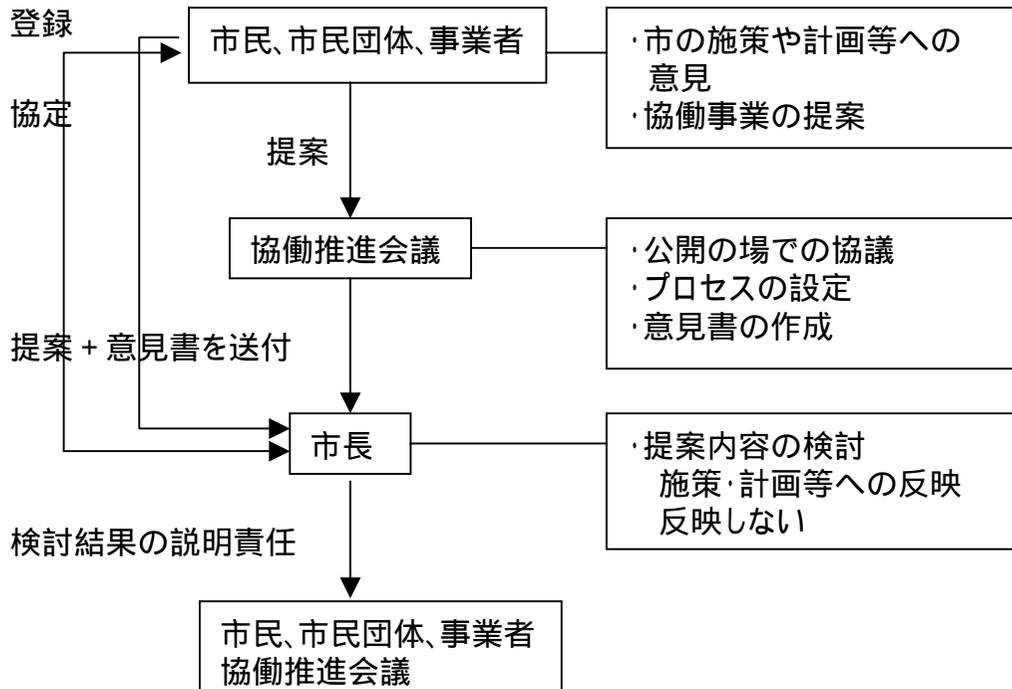
- ・ 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動
- ・ 新しい公共に参加する意思のある活動
- ・ 多様の価値観を認めあう活動
- ・ 営利を目的としない活動

ただし、宗教、政治、選挙に関する活動を目的とするものは除く(条例第2条)



市民、市民団体、事業者 提案制度(条例13条)の活用  
環境づくり、情報公開と自己改革、市民参加(条例第6条)  
協働の原則に基づいて施策を推進する(条例第10条)

## 提案制度の流れ



# 大和市協働推進会議メンバーより 「協働推進キャンペーン」開始にあたって

(順不同)

協働事業に期待します。この取り組みは、新しいまちの運営のスタイルを形作ることになるからです。サポートセンターの設置、新しいサービスの提供、環境問題への取り組みなど、沢山のアイデアがあります。これを、多くの人に参加し、ダイナミックに形にしていこう。ワクワクしますネ！

隠れている人材や才能を発掘し、つながることで、きっと今までに無いステキなものが、やまとのまちに溢れて来ると期待しています。

渡邊 敦

“安心して心豊かに暮らすことが出来る”...わが街大和の「新しい公共」には、そんな願いを感じます。同時に、その実現に向けては市民一人ひとりの主体的で創造的な活動があればこそと考えます。協働事業は、これまでに育まれてきたそうした市民パワーを加速させるものであって欲しいし、また新たな価値観や思いから湧き起こって来る活動との融合も必要です。そこには互いの違いを認め合う、生き活きた地域社会が見えてきます。

共に頑張りましょう！！

内田哲世

市民と行政の協働を考えることは、私たちが暮らしている「まち」の自治のあり方を変えることです。市民が直接的にかかわる機会を増やすことで、さらに市民の活動が息づく「大和市」にしていきましょう。

宇津木朋子

私たちの商店街の街づくりのテーマは「交流」です。住民と行政と商店街が三位一体となった街づくりを考えていこうと言うものです。地域の中で商店街は何が出来るのか、何をすべきかを考える時、協働の推進は大きな可能性を感じさせるものです。商店街で取り組んでいる環境事業を、商店街だけの事業で終わらせるのではなく、地域事業へと昇華できないか、地域事業を行うフィールドとして商店街を活用できないか、そんなことを考えています。地域の中の様々な人々とのパートナーシップ、街づくりの交流が大きく進むことを期待しています。

内田 俊

協働事業は、市民と行政の協力による福祉やサービスの実現を意味しますが、従来の福祉やサービスが主に行政からの限定的・一方的な恩恵であったという現実を大きく変えることになると思います。より多くの優れた協働事業によって歳費の効果が広がり、誰でも税の恩恵を受けることができる社会が期待できるからです。ちょっとした発想で多様な人々にも望まれた福祉やサービスを提供できる、そんな大和であなたの夢やアイデアを実現させてみませんか？

百瀬比奈子

さまざまな知識や知恵、技能、経験、行動が地域で交流し、豊かな公共空間づくりにつながることを期待される。協働推進会議は、市民の提案の政策・事業化をサポートするのが主な役割だ。どしどし提案をしよう。「新しい公共」だけでなく、行政独占の「公共」にも市民の主体的関与が欠かせない。

社会を変える源泉は市民だ。避けなければならないのは、「安上がりな行政・貧弱な公共」である。市民、行政の双方に切磋琢磨が求められる。

池本 薫

市民一人ひとりが大切にされるために、協働事業は不可欠です。利用する側は、行政サービスのほかに様々な選択肢を持てる。意欲のある市民は、自分の時間や技能などを社会に向けて開くことができる。大和では、もう15年も前から「公共」の一部を市民が担ってきた歴史があります。

いま話題の行政評価についても、協働事業の推進により、数値だけに頼らない「生きた行政評価」が実現するはず。

河崎民子

市民と行政が協力し、対等な関係をつくって行う「パートナーシップ型行政」の大枠のルールが出来上がりました。

難しい試みですが、協働の取組みを促進し、持続可能なものにしていく力になればと考えております。

渡辺精子

いま大和市には「協働事業の芽」があちこちでふつつつと吹き出ているように思います。まわり近所を見ても、さまざまな能力、すぐれた技術、たくさんの情報をもった方々が生活しています。こうした無数の「資源」の「点々」が大和に満ちています。

例えばまた、つるま自然の森・植樹地で林地を守るためオオブタクサを抜く人がいます。境川河畔林でゴミを拾い、絶滅危惧種のアマナやヤマブキソウを見守る人がいます。南林間中学校で戦争体験者が講師になって、戦争と平和を語る人がいます。保育園から保育終了後、子どもを母親が帰ってくるまで預かる人がいます。こうした環境保全や教育、福祉の場で具体的な個々のアクションの「点々」がいま大和にたくさんあります。

「新しい公共を創造する市民活動推進条例」はこの「点々」をつなぎ、網の糸としていく道具と言えるのでしょうか。どんな市民的な価値や文化が「協働事業の芽」から育ち、大和市に生まれてくるのか楽しみです。

小杉皓男

## 大和市役所市民活動課～新サポート保険制度

ボランティア保険制度と市主催事業保険制度が新しく生まれ変わります。

「新しい公共を創造する市民活動推進条例」の理念に基づいて新しい公共を支える市民活動、市民活動と市の協働事業、市が単独で行う市民活動に類する事業を包括的に補償します。市民活動中の心筋梗塞などの特定疾病も保険制度の対象となり、全国でも珍しい制度です。

詳しいことは、大和市役所市民活動課までお問い合わせください。